相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市稲毛区作草部町五五九番地四、最後の住所千葉市稲毛区作草部町五五九番地四ＰＯＰＴＯＷＮウィズ千葉公園四〇七号

被相続人　亡　龍田　央

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

事務所千葉市中央区中央三丁目三番八号オーク千葉中央ビル七Ｆ　松本・山下綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡田　知也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区亀有一丁目四五番地、最後の住所東京都葛飾区亀有一丁目一八番一―八〇七号

被相続人　亡　小松原実恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

事務所東京都新宿区荒木町二二―四二エプコットビル一階山崎貴啓法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山崎　貴啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市大和田町七丁目一一番、最後の住所東京都多摩市山王下一丁目五番地の三ベルザ多摩センター一〇三

被相続人　亡　長澤　祐一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル二階八王子中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東大和市清原二丁目一番地、最後の住所東京都東大和市向原四丁目一九番地の一東大和グループホーム春の風

被相続人　亡　木村　常吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

事務所東京都八王子市明神町四丁目一番の九シャンポール八王子六〇三号室南多摩桑都法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上條　弘次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区羽沢町六五八番地三九、最後の住所横浜市神奈川区羽沢町六五八番地の三九

被相続人　亡　横井富美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

横浜市中区太田町一丁目九番地神奈川県興業ビル四階

相続財産管理人　弁護士　瀬古　宜春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市高津区下作延四丁目五一五番地、最後の住所川崎市高津区下作延四丁目一六番一二号

被相続人　亡　本多　進一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

川崎市川崎区東田町五番地三ホンマビル四階

相続財産管理人　弁護士　瀬沼　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市辻堂東海岸一丁目七二三九番地、最後の住所神奈川県藤沢市辻堂東海岸一丁目一五番七号

被相続人　亡　勝俣　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

横浜市中区本町二―一九　弁護士ビル九階

相続財産管理人　弁護士　伊藤　正一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県奄美市名瀬大字芦花部一一八八番地、最後の住所横浜市港南区上大岡西三丁目二番一六号

被相続人　亡　重江　武弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

横浜市中区住吉町一丁目一二番地五　横浜エクセレントⅫ　六階

相続財産管理人　弁護士　小川　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区南雪谷三丁目六四四番地、最後の住所神奈川県厚木市三田七七九番地一ダイアパレス本厚木第二―一〇六

被相続人　亡　熊谷　誠之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

横浜市中区日本大通一一番地横浜情報文化センター一一階横浜綜合法律事務所、選任時の住所横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館六階

相続財産管理人　弁護士　新関　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市東三田尻一丁目五一八番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区田名三一三五番地一一

被相続人　亡　安達　武史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

神奈川県相模原市中央区相模原二丁目一番五号　サトウビル五階

相続財産管理人　弁護士　藤田　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡松川町生田六九九番地三、最後の住所長野県下伊那郡松川町元大島一六二九番地三　グループホームコスモス松川

被相続人　亡　大村カヅミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

長野県飯田市小伝馬町一丁目三五九四番地七　弁護士法人下平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　下平　秀弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市平川本町三丁目六番地三七、最後の住所愛知県豊橋市平川本町三丁目六番地の三七（一〇六）

被相続人　亡　本道　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

静岡県浜松市中区中央一丁目六番二二号ＳＬビル四階　はままつ共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平野　晶規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県清須市西枇杷島町橋詰六三番地、最後の住所愛知県清須市西枇杷島町橋詰六三番地三

被相続人　亡　村瀬喜美代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

愛知県名古屋市中区丸の内二―一六―二八小松ビル五〇一号串田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　串田　正克